平成２５年（フ）第５７５号
静岡県焼津市北新田404番地の５
破産者　増田　善吾
1　決定年月日　平成26年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３７号
滋賀県彦根市彦富町1380番地
破産者　赤田　　登
1　決定年月日　平成26年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第２０号
滋賀県近江八幡市中小森町64番地２、前住所滋賀県近江八幡市上野町67番地61
破産者　阿部　順一
1　決定年月日　平成26年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第２１号
滋賀県近江八幡市中小森町64番地２、前住所滋賀県近江八幡市上野町67番地61
破産者　阿部美智子
1　決定年月日　平成26年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第７３号
愛媛県新居浜市船木甲5141番地の４、前住所愛媛県宇摩郡土居町大字土居1538番地の２
破産者　本田百合子
1　決定年月日　平成26年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第９９号
鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北4067番地、前住所鹿児島県肝属郡根占町川北3857番地
破産者　迫　　良博
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第８７８号
埼玉県川口市芝東町２番９号　コートハイム202号室、旧住所埼玉県川口市芝園町３番１―623号　芝園団地
破産者　若林　三郎
1　決定年月日　平成26年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０６号
さいたま市南区内谷３丁目５番17号　横田商事第５ビル305号
破産者　遠藤　明利
1　決定年月日　平成26年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４６４号
金沢市長町２丁目５番28号
破産者　井口　裕子
1　決定年月日　平成26年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３号
奈良県北葛城郡王寺町本町４丁目36番２―404号
破産者　吉本　光宏
1　決定年月日　平成26年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第９９６号
広島市佐伯区八幡５丁目11番24号
破産者　伊川二沙子
1　決定年月日　平成26年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５９号
愛媛県今治市蒼社町１丁目５番29号
破産者　山崎　春見
1　決定年月日　平成26年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第１０２号
新潟県新発田市新富町２丁目９番８号
破産者　渡邉　　力
1　決定年月日　平成26年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第２９２号
静岡県沼津市松長921番地の６　ドリーミー片浜1006、申立時の住所静岡県沼津市中沢田734番地の３
破産者　森田　信行
1　決定年月日　平成26年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２９３号
静岡県沼津市松長921番地の６　ドリーミー片浜1006、申立時の住所静岡県沼津市中沢田734番地の３
破産者　森田　和子
1　決定年月日　平成26年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４３６号
静岡県沼津市新宿町２番地の15　サンコーポ新宿502号、住民票上の住所静岡県沼津市高島町11番10号
破産者　木村　高憲
1　決定年月日　平成26年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４８３号
静岡県伊東市桜ガ丘２丁目１番16号　柿戸荘１階103号、前住所静岡県伊東市広野４丁目４番19号　大同マンション301号
破産者　田村美代子
1　決定年月日　平成26年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１４３１号
京都市北区鷹峯木ノ畑町70番地１　市営アパート３―309号
破産者　笹村　　勇
1　決定年月日　平成26年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係